

保 発 0605 第 1 号
平成 29 年 6 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」の改定について

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法については、「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について」（平成 28 年 4 月 28 日付け保発 0428 第 17 号厚生労働省保険局長通知）により、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を示し、都道府県におけるこれらの算定方法の検討の推進を図ってきたところである。

今般、平成 30 年度からの国民健康保険の新制度の施行に向けて、国と地方との協議を踏まえ、ガイドラインを別添 1 のとおり改定したので、別添 2、別添 3 及び別添 4 の参考資料と併せて参考とし、貴都道府県内における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について、管内市町村との合意形成を図るとともに、都道府県国民健康保険運営協議会への都道府県国民健康保険運営方針の諮問準備を進め、本年 12 月を目途に条例の制定及び都道府県国民健康保険運営方針の策定に遺漏なきを期されたい。

なお、今後の国と地方との協議における公費の在り方の検討や本年 7 月頃に予定している国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の試算結果により、ガイドラインの改定が必要になった場合には、公費の算定方法等に係る更なる改定を行う可能性があることを申し添える。